

確認書類の提出

◇季節労働者の方を対象としていますので、離職している方は『雇用保険特例受給者証』のコピーの提出

雇用保険特例受給資格者証

特			第1面		
雇用保険特例受給資格者証					
1. 支給番号		2. 氏名			
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号	
8. 住所又は住居					
9. 支払方法(記号(口座)番号-金融機関名-支店名)					
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日		12. 離職理由		
13. 60歳到達時賃金口額	14. 離職時賃金口額		15. 給付制限		
16. 求職申込年月日	17. 認定予定日		18. 受給制限年月日		
19. 基本手当日額	20. 所定給付日額		21. 通算被保険者期間		
22. 離職前事業所名					
23. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)					
公共職業安定所 ㊟					
交付 年 月 日					

◇季節労働者の方で、申込み時に就労中の方は、事業所より『雇用保険被保険者資格取得等確認通知書』のコピーの提出

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (被保険者通知用)					
根室 公共職業安定所 ㊟					
被保険者番号	確認(受理)通知年月日	資格取得年月日	取得時被保険者種類		
1234-567890-0	R0305〇〇	R0305〇〇	3	1 又は 9 一般 4 又は 5 高年齢 2 又は 3 短期	
被保険者氏名	生年月日(元号-年月日)				
〇〇 〇〇〇〇	3 60 07 〇〇	(2 大正 3 昭和) (4 平成)			
事業所名称	転勤の年月日				
(株) 〇〇 建設					

この数字が2又は3の方

- ◇受講対象者は、中標津町、標津町、羅臼町、別海町に住居登録のある方です。
- ◇受講できる科目は、原則1年度内 技能講習から1人1科目(小型移動式クレーンと玉掛け技能講習に限り、2科目を取得できます。)特別教育から1科目受講できます。ご確認の上、お申込み下さい。
- ◇作業主任者技能講習や特別教育につきまして、申込み最少人数にならない場合は、日程の変更又は中止になることがありますので、ご了承ください。
- ◇受講期間中に連絡なく無断欠席された場合、受講料は本人負担となりますので、必ず協議会(0153-72-6789)又は北友商会(0153-72-4232)へご連絡、ご相談ください。また、受講申込書の承諾書欄も確認、署名をして申込みをしてください。

令和3年度

建設オペレーター資格取得事業

研修案内

お問い合わせ
申込先

根室管内4町通年雇用促進協議会

〒086-1013 標津郡中標津町東13条南7丁目(労働会館内)
電話/FAX 0153-72-6789
E-mail n4cho-tsuunen-koyou@bz03.plala.or.jp

根室管内4町通年雇用促進協議会

技能講習・特別教育 実施予定表

令和3年12月～令和4年3月

【技能講習】

種目	実施日	12月	1月	2月	3月
小型移動式クレーン 転技能講習		16日(木)～18日(土)	17日(月)～19日(水)	1日(火)～3日(木) 14日(月)～16日(水)	22日(火)～24日(木)
玉掛技能講習		13日(月)～15日(水)	12日(水)～14日(金) 28日(金)～30日(月)	7日(月)～9日(水) 21日(月)～23日(水)	18日(金)～20日(日)
車両系建設機械(整地等) 運転技能講習 (14Hコース・大特有) (38Hコース)		6日(月)～7日(火) 27日(月)～28日(火)	10日(月)～11日(火)	3日(木)～4日(金) 18日(金)～19日(土)	25日(金)～26日(土) 7日(月)～11日(金)
フォークリフト 運転技能講習 (11Hコース) (31Hコース)		1日(水)～2日(木)・11H 20日(月)～23日(木)・31H	7日(金)～8日(土)・11H 24日(月)～27日(木)・31H	1日(火)～2日(水)・11H 14日(月)～17日(木)・31H	1日(火)～2日(水)・11H 14日(月)～17日(木)・31H
車両系建設機械(解体用) 運転技能講習		4日(土)・5H	20日(木)・5H		19日(土)・5H
高所作業車 運転技能講習			27日(木)～28日(金)		28日(月)～29日(火)
不整地運搬車 運転技能講習			18日(火)～19日(水)		
地山掘削及び土止め支保工 作業主任者技能講習				24日(木)～26日(土)	
足場の組立て等 作業主任者技能講習				11日(金)～12日(土)	
型枠支保工の組立て等 作業主任者技能講習					3日(木)～4日(金)
ガス溶接			13日(木)～14日(金)		11日(金)～12日(土)

【特別教育】

アーク溶接等の特別教育	8日(水)～9日(木) 短縮コース				30日(水)～31日(木) 短縮コース
新・伐木等の特別教育		20日(木)～22日(土)			3日(木)～5日(土)
刈払い機取扱作業 安全衛生教育		31日(月)			31日(木)
小型車両系建設機械(整地等) 運転業務特別教育	11日(土)～12日(日)	21日(金)～22日(土)			22日(火)～23日(水)
足場の組立等に係る特別教育		12日(水)			12日(土)
ローラーの運転業務					
振動工具取扱作業				5日(土)	
ハーネス型墜落制止用器具	10日(金)	15日(土)			10日(木)

※上記の日程は標準コースですので受講資格などにより変わる場合があります。
 ※申込み受付につきまして、予定人数に達した場合、お受けできないこともありますので、ご了承ください。
 (3月受講は混雑しますので、確認してから申込みください)
 ※受講課程により補習等の追加受講料、また、再教育については当事業対象外です。受講される場合は本人負担となりますのでご了承ください。
 ※受講期間中に連絡なく無断欠席、中断された場合、受講料は本人負担となりますので申込時にご確認ください。

◆技能講習受講資格時間割表◆

科目	受講時間	講習期間	受講資格
玉掛技能講習	15H	3日間	①クレーン、移動式クレーン等の免許の取得者 ②小型移動式又は床上操作式クレーン運転技能修了者
	19H	3日間	①未経験者
小型移動式クレーン	16H	3日間	①クレーン運転士及びデリック運転士又は揚貨装置運転士免許を有する者 ②床上操作式クレーン運転技能講習、又は玉掛技能講習の修了者
	20H	3日間	①未経験者
車両系建設機械(整地等)	14H	2日間	①大型特殊自動車免許を有する者 ②大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、小型車両系(整地等)等の特別教育を修了し経験が3ヶ月以上の者 ③不整地運搬車運転技能講習の修了者
	38H	5日間	①運転免許がなく、小型車両系(整地等)等の経験が全くない者
車両系建設機械(解体用)	5H	1日間	①車両系建設機械(整地等)運転技能講習を修了した者
不整地運搬車	11H	2日間	①建設機械施工技術検定の内、1級若しくは2級の技術検定に合格した者で第2種から第6種に合格した者 ②車両系建設機械(整地等)運転技能講習の修了者 ③大型特殊自動車免許を有する者 ④大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許を有し車両系建設機械若しくは不整地運搬車の特別教育を修了し経験が3ヶ月以上
高所作業車	12H	2日間	①移動式クレーン運転士免許を有する者、又は小型移動式クレーン運転技能講習の修了者
	14H	2日間	①建設機械施工技術検定に合格した者又は大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許若しくは普通自動車免許を有する者 ②又はフォークリフト、ショベルローダー、車両系建設機械(整地等・解体用)、不整地運搬車の内、いずれかの運転技能講習の修了者
フォークリフト	11H	2日間	①大型特殊自動車免許を有する者 ②大型自動車免許、中型自動車免許若しくは普通自動車免許又は大型特殊自動車(限定付)免許を有し、フォークリフト運転の特別教育を受け、フォークリフトの運転経験が3ヶ月以上ある者
	31H	4日間	①大型自動車運転免許、中型自動車免許若しくは普通自動車運転免許を有する者 ②大型特殊自動車(限定付)運転免許を有する者
ガス溶接	13H	2日間	①特にありません

◆作業主任者技能講習時間割表◆

科目	受講時間	講習期間	受講資格
足場の組立等	13H	2日間	①足場の組立て、解体又は変更の作業に3年以上の経験者
			②大学、高専、高等学校の土木科、建築又は造船学科を卒業し、その後2年以上足場の組立て、解体、変更の作業に従事した者
地山の掘削及び土止め支保工	17H	3日間	①地山の掘削及び土止め支保工の作業に3年以上従事した者
			②大学、高専、高等学校の土木科、建築、農業土木学科を卒業し、その後、地山掘削及び土止め支保工に2年以上従事した者
型枠支保工の組立て等	13H	2日間	①型枠支保工の組立て、解体の作業に3年以上従事した者
			②大学、高専、高等学校の土木、建築学科を卒業し、その後2年以上、支保工の組立て、解体の作業に従事した者

◆特別教育(安全衛生教育)時間割表◆

科目	受講時間	講習期間	受講資格
アーク溶接等	15H	2日間	アーク溶接等の業務についている方で、一部免除を希望する方(事業主の証明が必要)
新・伐木等業務	18H	3日間	チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理、造材の業務(安衛則第36条8号-2)
刈払機業務	6H	1日間	造園工事、建設工事、土木工事、林業、農業において刈払い機使用の業務
小型車両系建設機械(整地等)	13H	2日間	機体重量3トン未満の車両系建設機械(タイヤショベル、ミニバックホウ等)の運転業務従事者
足場の組立等	6H	1日間	足場の組立等業務に従事する者
振動工具取扱	4H	1日間	チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務従事者
ローラーの運転業務	10H	2日間	ローラー等の締固め機械の運転業務従事者
ハーネス型墜落制止用器具	6H	1日間	フルハーネス型墜落制止用器具使用の業務従事者

◇お願い◇
 新型コロナウイルス感染拡大防止の為、受講に際しましてはマスク着用、手指の消毒、咳エチケットへのご協力をお願い致します。
 また、今後の状況により受講日の変更などありましたら、随時ホームページ、FM はな等でお知らせします。